

第 56 号議案

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部
を改正する条例案に関する知事への意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案に関する意見について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

滋賀県教育委員会

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部
を改正する条例案に関する意見について

格別の意見はない。

滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正について

1 目的

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）の一部改正に伴い、育児のための時間外勤務の免除の対象者を拡大するとともに、国家公務員において仕事と介護の両立支援の拡充が行われることから、県の職員と国の職員との間に権衡を失しないようにするため、また、より柔軟な働き方を可能とする観点から、子育て支援時間の対象者を拡大するため、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和 33 年滋賀県条例第 20 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正内容

- (1) 子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合において、任命権者が時間外勤務をさせてはならない職員の範囲を拡大することとします。

(現 行) 3 歳に満たない子のある職員

↓

(改正後) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

- (2) 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備することとします。

- ① 職員から介護についての申出があった場合、当該職員に対し、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講ずるとともに、職員が 40 歳に達した日の属する年度において、介護両立支援制度等を知らせなければならないこととします。

- ② 介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならないこととします。

(ア) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(イ) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(ウ) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(3) 子育て支援時間を取得することができる職員の範囲を拡大することとします。

(現 行) 小学校に就学している子 (第1学年から第3学年までの子に限る。)
を養育する職員

↓

(改正後) 小学校に就学している子を養育する職員

3 施行日

令和7年4月1日

※ 上記の改正を行うため、令和7年2月県議会において、勤務時間条例の一部改正(知事部局一括改正)を行う。

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和7年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例
(滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項および第4項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第20条第1項中「定める者」の右に「（第21条第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第20条の3第1項中「（第1学年から第3学年までの子に限る。）」を削る。

第22条を第24条とし、第21条を第23条とし、第20条の3の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第21条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置（以下この項および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第22条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第22条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

(滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例および滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「(第1学年から第3学年までの子に限る。)」を削る。

(1) 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和43年滋賀県条例第24号)第4条第2項

(2) 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成17年滋賀県条例第112号)第25条第2項

(滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第4条 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第9条の3第2項および第4項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第21条第1項中「定める者」の右に「(第22条第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第21条の3第1項中「(第1学年から第3学年までの子に限る。)」を削る。

第24条を第26条とし、第23条を第25条とし、第22条を第24条とし、第21条の3の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第22条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置(以下この項および次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第23条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第5条 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項および第4項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第20条第1項中「定める者」の右に「（第21条第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第20条の3第1項中「（第1学年から第3学年までの子に限る。）」を削る。

第22条を第24条とし、第21条を第23条とし、第20条の3の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第21条 本部長は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置（以下この項および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 本部長は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第22条 本部長は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
第1条～第9条の2 省略 （育児または介護を行う職員の深夜勤務等の制限） 第9条の3 省略 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第9条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。 3 省略 4 前3項の規定は、第21条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。第21条を除き、以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌	第1条～第9条の2 省略 （育児または介護を行う職員の深夜勤務等の制限） 第9条の3 省略 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第9条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。 3 省略 4 前3項の規定は、第21条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。第21条を除き、以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌

日の午前5時までの間をいう。)に」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者の介護をする」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第10条～第20条 省略

(介護休暇)

第21条 任命権者は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病または老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、休暇を願い出たときは、介護休暇を与えることができる。

2～4 省略

第21条の2 省略

(子育て支援時間)

第21条の3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校またはこれに準ずる学校に就学している子（第1学年から第3学

日の午前5時までの間をいう。)に」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者の介護をする」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第10条～第20条 省略

(介護休暇)

第21条 任命権者は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（第22条第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病または老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、休暇を願い出たときは、介護休暇を与えることができる。

2～4 省略

第21条の2 省略

(子育て支援時間)

第21条の3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校またはこれに準ずる学校に就学している子を養育するため、1日

年までの子に限る。)を養育するため、1日の勤務時間の一部につき
休暇を願い出たときは、子育て支援時間を与えることができる。

2・3 省略

(新設)

(新設)

第22条～第24条 省略

の勤務時間の一部につき休暇を願い出たときは、子育て支援時間を与
えることができる。

2・3 省略

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認
等)

第22条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状
況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護と
の両立に資する制度または措置（以下この項および次条において「介
護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介
護両立支援制度等の申告、請求または申出（次条において「請求等」
という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置
を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年
度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規
定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第23条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるよ
うにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第24条～第26条 省略

付則 省略

別表第 1 ～別表第 3 省略

付則 省略

別表第 1 ～別表第 3 省略